

6 月 1 0 日（木） （第 3 日目）

令和 4 年第 5 回南関町議会定例会（第 3 号）

令和 4 年 6 月 1 0 日
午前 1 0 時 0 0 分開議

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 報告第 1 号 繰越明許費の繰越報告について
(令和 3 年度南関町一般会計予算)
- 日程第 2 報告第 2 号 事故繰越しの繰越報告について
(令和 3 年度南関町一般会計予算)
- 日程第 3 議案第 35 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第 36 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第 37 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和 3 年度南関町一般会計補正予算(第 8 号))
- 日程第 6 議案第 38 号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 39 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 40 号 令和 4 年度南関町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 9 議案第 41 号 令和 4 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 10 議案第 42 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 11 議案第 43 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算(第 1 号)について
- 日程第 12 議員派遣の件について
- 日程第 13 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第 2 号(令和 4 年 3 月 1 日受理)消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
- 日程第 14 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第 7 号(令和 4 年 5 月 24 日受理)ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算にかかる意見書
- 日程第 15 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 1 議案第 44 号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 議案第 45 号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 5	閉会中の継続審査について 「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」 陳情第 7 号（令和 4 年 5 月 24 日受理）ゆたかな学びの実現・教 職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算にかかる意見書
追加日程第 6	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」
追加日程第 7	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」
追加日程第 8	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」
追加日程第 9	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12 名）

1 番 福 山 美 佳 君	2 番 伊 藤 博 長 君
3 番 矢 野 修 一 君	4 番 西 田 恵 介 君
5 番 北 原 浩一郎 君	6 番 中 村 正 雄 君
7 番 杉 村 博 明 君	8 番 井 下 忠 俊 君
9 番 境 田 敏 高 君	10 番 山 口 純 子 君
11 番 立 山 比呂志 君	12 番 立 山 秀 喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12 名）

町 長 佐 藤 安 彦 君	副 町 長 大 木 義 隆 君
教 育 長 谷 口 慶志郎 君	総 務 課 長 坂 田 浩 之 君
税 務 住 民 課 長 東 田 彰 夫 君	まちづくり課長 竹 崎 俊 一 君
福 祉 課 長 田 代 由 紀 君	健康推進課長 良 田 和 彦 君
経 済 課 長 田 口 明 君	建 設 課 長 嶋 永 健 一 君
教 育 課 長 武 田 博 君	会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2 名）

議会事務局長 橋 本 清 孝 君	書 記 山 下 飛 鳥 君
------------------	---------------

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、御手元に配付のとおりです。

-----○-----
日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

(令和3年度南関町一般会計予算)

○議長(立山秀喜君) 日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----
日程第2 報告第2号 事故繰越しの繰越報告について

(令和3年度南関町一般会計予算)

○議長(立山秀喜君) 日程第2、報告第2号、事故繰越しの繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----
日程第3 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町税条例等の一部を改正する条例)

○議長(立山秀喜君) 日程第3、議案第35号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----
日程第4 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(立山秀喜君) 日程第4、議案第36号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和3年度南関町一般会計補正予算(第8号)）

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第38号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第38号、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第40号 令和4年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第8、議案第40号、令和4年度南関町一般会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。予算書22ページの土木費、住宅費、委託料の調査委託料、92万5,000円について質問します。全員協議会の説明書で、大津山団地建て替え関係のPFI導入可能性調査業務委託料という説明がありましたので、内容は分かりましたが、この可能性調査結果はいつまで出るのか、そして、その結果をもとに、大津山団地のPFIで建て替えることの検討はいつから、どこで誰が検討するのか。

予定について質問します。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。ただいまの質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては昨年、南関町地域未来構想というのをまちづくり課で策定されております。その中で、町営住宅につきましては、以前から老朽化が目立っておりまして、なおかつ、耐震性がない住宅にまだお住まいの方がいらっしゃいます。そのことを考えますと、建て替え事業を進めていくべきということで、今回では考えておりました。その計画はその未来構想では、民間による戸建住宅及び分譲住宅地などの検討ということで載っておりました。これに基づきまして検討を考えたところでございます。PFI事業につきましては、平成24年に老朽化した住宅についての検討を進めておりまして長寿命化計画というものを作っております。その時から、出来ないものかというのは並行して考えていたところでございます。そこで構想に合わせまして、若者定住拠点として元役場庁舎跡地もできるということで計画が上がっておりましたので、まちづくり課のほうから併せて検討出来ないかということで、こちらのほうも含めたところで広い範囲で検討させていただく事業計画となっております。今回につきましては、私のほうが説明の舌足らずでございまして、大変申し訳ないところでございますが、考え方としては、まちづくり構想で町内のところの一小校区のところの考え方をどうするかということで議論がありましたので、それをもう少し踏み込んだところで進めさせていただきたいということで考えております。取組先につきましては、一応、予算上はうちのほうが取りに行っておりますけれども、内容的にはまちづくり課さんとの兼ね合いが大変大きくございますので、共に計画しながら、協議しながらということで進めさせていただきたいと今のところ考えておる事業でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。まだ時期は決まってないということなんですけども次の質問としてですね、最近町営住宅の空き家が非常に目立ってきます。建て替えよりもですね、子育て世代向けの住宅分譲のほうが経費負担が少ないです。次世代のためにですね、建て替えではなくて分譲を重視する考えはありますか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今回ですね、大津山団地は大変広い敷地でございますので今古い建物が3棟ございます。それを除却して、今空き地にしてるところに一応集約したいと考えております。そうすると、残ったところがございまして、そういうところは今おっしゃったように、分譲計画だったり、民間の力を使ってやるっていうこと等も、計画の中に踏み込むことと思います。また役場跡地につきましても、子育て世帯ということでそういう考え方を取り組んでいくことが大変すばらしいことだと私も考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。昨年ですね、PFIの調査、まちづくり未来構想の中でされたということなんで、もうその結果も出てると思いますけども、やはり議会にですね、情報の共有化、そして共にまちづくりをするためにもですね、そういったこと等の結果が出てるんだったらですね、しっかりと提案、説明してもらってですね、議員からも、提案、政策提案がですね、できるようにそういう形を作っていただくためにもですね、結果の報告というのは、議会に報告の場を持たれる考えがありますか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。今議員がおっしゃってることは恐らく、まちづくり構想と一緒に合わせてですね、私のほうが何か建て替えても出来ないかということで国土交通省が支援している P F I 事業への参加意欲のある民間事業主体等の地方公共団体とが連携して行って基本構想を支援する事業というのがございまして、これは手を挙げてもすぐ付くもんじゃないもんですからちょっと数年前から手を挙げていました。

昨年、つきましたよということでありまして、南関町に興味を示した民間が3社ほどおられました。その中で、国土交通省さんのほうが審査されて、一社が入られております。

私どもが直接関わっておりませんので、なかなか中間データとかなかなかいただけませんでしたので、もらったのがもう今年の3月末ってということで、実は4月にしか開くことが出来ませんでした。それをまちづくりさんと今共有しておりまして、今回6月補正っちゅうのは、そういうところ時期のずれ等ございまして、その内容につきましては、報告はするつもりでございまして。今回まだまちづくり課との調整が出来ておりませんでしたので、議員の皆様にお知らせすることは出来なかったこと、大変申し訳なく思っております。これにつきましては、また議会終わり後、来月以降にも、何回かに分けて説明をさせていただければと考えております。

○議長（立山秀喜君） 他にありませんか。2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 予算書ですね、予算書13ページ中段の企画費の中に、南関町住民提案型事業補助金というのがあります。これについて質問します。この事業を起爆として、やる気のある新たなまちづくり組織が誕生することを期待するんですけれども、質問として、この事業は、最終的に選考委員会で審査されます。その人選等、審査形態、例えば書類であるとか、対面でのヒアリング方式であるとか、あと評価方法、例えば評価シートですね。公益性とか実現性とか自立性とかいろいろあると思うんですけれどもそれを点数化して、合格点に満たないとか満たすとか、そういったことで判断されるのか、その三点についてお聞きしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 今の提案型補助金の支出規定なことなんですけども、今度6月の24日に説明会を実施させていただきたいということで、区長便等でチラシをお配りさせていただいてるところです。内容につきましては、当然審査のメンバーにつきましては、今まだここで把握してないところなんですけども、今決めてるとこ、要綱はもう設置してるところなんですけども。その内容の、先ほどの点数とかにつきましては、基準を設けまして、将来的なことにつながるかと、地域の活性化になるかとかということのを基準にして、当然評価をさせていただくところです。内容等も実際される方につきましては、こういったことはどうされるんかという情報もしっかりとお尋ねして、それが本当に南関町の活性化につながるかということのを判断させていただきたいと考えたところです。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） ぜひ評価シートを点数化してですね。集計する方式を採用して、単年度予算ですので、予算が余っても合格点に満たない場合は不合格として追加募集するとかですね。そういうことをやってほしいなというふうに思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、令和4年度南関町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第41号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第41号、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第42号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第10、議案第42号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、令和４年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 11 議案第 43 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算（第 1 号）について

○議長（立山秀喜君） 議案第４３号、令和４年度南関町下水道事業補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号、令和４年度南関町下水道事業補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 12 議員派遣の件について

○議長（立山秀喜君） 日程第１２、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、御手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第 13 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第２号（令和４年３月１日受理）「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」

○議長（立山秀喜君） 日程第１３、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました陳情第2号（令和4年3月1日受理）

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。総務産業委員会委員長、杉村博明君。

○7番議員（杉村博明君） おはようございます。総務産業常任委員会から報告をいたします。令和4年6月10日、南関町議会議長、立山秀喜様。南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。受理番号、陳情第2号、付託年月日、令和4年3月4日。件名「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」審査の結果、不採択。委員会の意見、インボイス制度においては、令和3年10月1日より既に登録が開始されており、税の公平化と中小事業者の実情に応じた救済は別に取り組むのが適正であると思われるため。以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は不採択とすることです。消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書に賛成の方は起立願います。

[起立者なし]

○議長（立山秀喜君） 起立はありませんでした。

したがって、陳情第2号、令和4年3月1日受理、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書は採択されませんでした。

—————○—————

日程第14 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第7号（令和4年5月24日受理）「ゆたかな学びの実現・教職

員定数改善を図るための、2023年度政府予算にかかる意見書」

○議長（立山秀喜君） 日程第14、委員会報告についてを議題にします。文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第7号、令和4年5月24日受理。「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書」について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○5番議員（北原浩一郎君） おはようございます。これより、報告書を読み上げさせていただきます。南関町文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。陳情審査報告書。本委員会に付託されました、陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。受理番号、陳情第7号、付託年月日、令和4年5月27日、件名「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書」審査の結果、継続。委員会の意見、小・中学校の現状及び教職員の現場の実情を調査した上で、根本的な

原因を考える必要があるため、であります。以上です。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第7号、令和4年5月24日受理、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第15 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（立山秀喜君） 日程第15、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題にします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が、指名することに決定しました。11番議員。

○11番議員（立山比呂志君） はい。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、南関町議会議長、立山秀喜君を指名します。以上です。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。ただいま御指名いただきました私、立山秀喜を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいただきました、私、立山秀喜が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきましたので、承諾いたします。南関町の代表として適切な議会運営に努めてまいります。

すので、よろしくお願い申し上げます。これをもちまして、
熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。ただいま町長から、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてなど9件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、南関町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについてなど、9件を日程に追加し議題とすることにしました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配布]

○議長（立山秀喜君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。
議会事務局長。

[議案書朗読]

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第1から追加日程第9までの議案名を読み上げます。

追加日程第1 議案第44号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第2 議案第45号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第5 閉会中の継続審査について

文教厚生常任委員会、陳情付託の件、陳情第7号、令和4年5月24日受理、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書。

追加日程第6 閉会中の継続調査について 文教厚生常任委員会

追加日程第7 閉会中の継続調査について 総務産業常任委員会

追加日程第8 閉会中の継続調査について 広報常任委員会

追加日程第9 閉会中の継続調査について 議会運営委員会

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第1 議案第44号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第1、議案第44号、南関町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第44号議案、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所、南関町大字相谷1687番地、氏名、菅原力、生年月日、昭和31年7月20日生まれでございます。提案理由のご説明を申し上げます。現在、南関町固定資産評価員である大里八郎氏より辞意の申し出がありましたことから、新たに南関町固定資産評価員を選任する必要があるためでございます。菅原力氏の経歴などについてご説明申し上げます。菅原氏は、昭和50年3月に熊本県立鹿本高校を卒業され、昭和53年に熊本商科大学に入学、昭和57年3月に卒業され、昭和58年5月に南関町役場に入庁されました。税務課をはじめとして、商工観光課、経済課、建設課、そして、平成20年4月からは、住民課固定資産税係長を歴任され、その後、税務住民課長を最後に、34年間、南関町役場職員として努められ、平成29年3月に定年退職されております。その後は、再任用職員として税務住民課固定資産税係、建設課に勤務され、令和元年12月31日に退職されています。また、昭和60年から令和3年7月までの36年間、南関中学校の野球部コーチとして務められるなど地域活動にも貢献されています。人格識見とも立派な方で、税務業務についての経験も豊富であり、町の固定資産の評価を適正に行っていただくには最も適任であると思われまますので、ご提案申し上げます次第でございます。

以上、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第44号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

追加日程第2 議案第45号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、議案第45号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第45号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の

同意を求めるものでございます。また、委員の任期は4年でございます。住所、南関町大字下坂下2874番地1、氏名、本多沙織、生年月日、昭和59年5月11日生まれ、38歳でございます。この度、現教育委員会委員の大法真奈美氏の任期が、令和4年6月30日までとなっております。後任におきましても保護者枠で、かつ女性の委員を任命したいので提案するものであります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第5項に、教育委員会委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされていますので、保護者からの任命が必要となります。本多氏は、夫の実家の家業を継ぐために南関町に10年ほど前に移住され、子育てをしながらPTA活動に積極的に携わってこられ、地区委員や学級委員として活動され、地域と共にある学校づくりにも貢献されています。現在は、南関第四小学校のひまわり部の副部長をされており、学校行事等で深く学校に関わっておられます。また、中学1年生のお子さんを筆頭に、小学4年生、2年生、年少のお子さん4人の子育て中で、ご実家の仕事をしながら日々子育てに奮闘されています。以上のとおり、人柄は温厚誠実、人格も心清く正しく、子どもに愛情をもって接することができる優れた方であり、本町教育委員会委員として、適任であると思われます。また、働く女性という立場からも本町教育の発展のために意見を賜り、更に南関町で学んで良かったと思われるように醸成していきたいと思い、ご提案申し上げる次第でございます。何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第45号、南関町教育委員委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案、説明をさせていただきます。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、南関町大字豊永3359番地、氏名、山下美紀、生年月日、昭和27年5月21日生まれでございます。人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので当該市町村の議会の議

員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村が推薦することとなっております。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の任期が令和4年9月30日をもって満了となりますので、引き続き山下美紀氏を委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げるものでございます。任期は9月末までありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3か月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。山下氏は、昭和49年3月鹿児島短期大学音楽専攻課程を卒業、昭和50年4月から音楽教室に勤務し、昭和51年からは自宅で山下音楽教室を開き現在に至っております。なお、昭和57年から2年間熊本県立南関高等学校で非常勤の音楽講師を務められております。平成4年度からは10年間、大牟田市立白銀保育園や大牟田市子育て支援事業でリトミック教室を担当し、平成17年から現在までは、和水町立神尾保育園や和水町子育て支援事業でもリトミック教室を担当されています。

このリトミックとは、リズムや音に対する身体的な反応や行動に着目したもので、創造的な人間教育の手段として広く活用されている音楽教育の体系です。音楽に親しみ感受性を育てることに重きが置かれています。このように山下氏は長年人に教える仕事を通じ、高齢者や外国人など様々な方と接し人を尊重することができる方で、人柄は温厚誠実、穏やかで人格識見とも優れ、人権擁護委員に適任でございますので、人権擁護委員として山下 美紀氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案、説明をさせていただきます。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、南関町大字久重546

番地 1、氏名、堀賢司、生年月日、昭和 30 年 1 月 22 日生まれでございます。人権擁護委員法第 6 条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を市町村が推薦することとなっております。任期は 3 年でございます。現在の人権擁護委員の任期が令和 4 年 9 月 30 日をもって満了となりますので、新たに堀 賢司氏を委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げるものでございます。なお、前任者の任期は 9 月末までありますが、議会の同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで 3 か月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。堀氏は、昭和 48 年 3 月、熊本県立南関高等学校を卒業され、翌年の昭和 49 年 4 月から南関町役場に入庁されました。町民課をはじめとして、農業委員会事務局、福祉生活課、総務課、企画振興課、建設課など様々な分野において 41 年間務められ、この間、建設課長、総務課長など要職も経験されており、平成 27 年 3 月に定年退職されております。退職後は、平成 28 年 12 月より南関町民生児童委員を 3 年間務められ、熊本県知事より感謝状を授与されております。このように堀氏は行政事務において様々な方と接し、また、民生児童委員活動においても、地域住民の方々の相談、特に高齢者世帯の問題解決にご尽力され、人を尊重することができる方で、人柄は温厚誠実、穏やかで人格識見とも優れ、人権擁護委員に適任でございますので、今回、人権擁護委員として新たに堀 賢司氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

—————○—————

追加日程第 5 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 7 号（令和 4 年 5 月 24 日受理）ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2023 年度政府予算にかかる意見書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第 5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第 7 号、令和 4 年 5 月 24 日受理の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり

り、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第6 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第7 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第8 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会から、委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第9 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第9、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理
については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時56分